

## 実質化された菊川坂の上地区人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
下関市	菊川坂の上地区(坂の上集落)	令和5年3月31日	

## 1 対象地区の状況

①地区内の農地面積	34.38ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	32.36ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	10.47ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.77ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	— ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	3.77ha
(備考)	

注1:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注2:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注3:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

注4:地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計は、アンケート調査の結果等により記載します。

## 2 対象地区の農業の現状及び課題

当地区は、菊川町の中央に位置し、圃場整備事業で整備された農地が整然と広がる田園地帯である。担い手としては、既存の特定農業団体を母体に、平成26年11月に農事組合法人坂ノ上の里が設立された。また法人の担い手も2経営体おり、高齢農家や後継者不在の農地を中心に農地を集積し、水稻、麦、大豆等の土地利用作物やキャベツ等の園芸作物を作付けするなど、複合的な営農を展開している。しかしながら、今後農業者の高齢化がさらに進むため、新規就農者を確保・育成しつつ、分散する担い手の農地を集約するとともに、地域で取り組める新たな作物や栽培方法を検討していく必要がある。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

地域内の法人の担い手や個人の担い手を中心に農地の集積・集約化を進め、さらに農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入を進める。また、小麦を中心とした農地の裏作利用や、大豆・キャベツ・ナス・エビイモなどの収益性の高い品目の作付けを行う。

## 4 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

坂の上地区の水田利用は、中心経営体である法人の担い手2経営体と個人の担い手2経営体が担い、畑利用については法人の担い手2経営体と個人の担い手1経営体が担っていく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(中心経営体)

属性	農業者 (氏名・名称)	経営者・ 代表者 の年齢	後継者 の有・ 無	現状		今後の農地の引受けの意向		
				経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	5経営体				20.89 ha		24.66 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

5 4の方針を実現するために必要な取組に関する方針

<p><b>農用地の集積、集約化の方針※</b> 農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。</p>
<p><b>農地中間管理機構の活用方針※</b> 将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。</p>
<p><b>基盤整備事業への取組方針※</b> ほ場整備は実施しているが、保水・排水機能が悪いほ場があるため、生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の耕作条件改善などの基盤整備に取り組む。 老朽化している水路や農道の整備を行い、永続的に農業生産を行うための体制を整備する。</p>
<p><b>多様な経営体の確保・育成の取組方針※</b> 地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市、県及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。</p>
<p><b>農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針※</b> 該当なし</p>
<p><b>新規・特産化作物の導入方針</b> 米、麦等の土地利用型作物以外に、収益性の高いキャベツやエビイモなどの園芸作物の生産に取り組む。</p>
<p><b>鳥獣被害防止対策の取組方針</b> 地域による鳥獣害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや捕獲体制の構築等に取り組む。</p>